

第 36 回神奈川県都市農業推進審議会 議事録

令和 3 年 11 月 19 日（金）

—開会—

（農政課長）

安藤会長に議事進行をお願いします。安藤会長よろしくをお願いします。

（安藤会長）

それでは、事務局から本日の進行予定について御説明をお願いします。

（農政課長）

それでは、次第に沿って簡単に御説明申し上げます。

傍聴希望者がいる場合、本審議会は公開とされておりますので、傍聴者の入室について決定をお願いします。

次に、事務局から報告事項及び情報提供について御説明いたします。その後、審議事項に入っていただきますが、「ア、イ、ウ」の 3 つの審議事項を一つずつ御審議いただくため、事務局が一つの審議事項の御説明をした後、御審議していただくといった進め方とさせていただきます。

なお、環境農政局長は、所用がございまして、ここで退席させていただきます。

本日の進行については以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

（環境農政局長）

恐れ入りますが、ここで退席させていただきますが、御審議の程どうぞよろしくをお願いいたします。

（安藤会長）

それでは、本日の審議会の傍聴については、傍聴要領に基づき公開することといたします。本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

（農政課長）

本日の傍聴希望はありませんでした。

（安藤会長）

傍聴希望なしということで了解しました。

—議事（報告事項）—

（安藤会長）

それでは報告事項に移らせていただきます。「令和 3 年度農政関係予算の概要」及び「新型コロナウイルスによる県内農林水産業への影響」について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

～農業企画グループリーダーから「令和3年度農政関係予算の概要(資料1-1、1-2、1-3)」及び「新型コロナウイルスによる県内農林水産業への影響(資料2)」に基づいて説明～

(安藤会長)

ありがとうございました。この一年間の予算の状況と状況の変化に対応してどのような事業を実施してきたのかという御報告でした。

予算につきましては、この後の「かながわ農業活性化指針の事業実施状況及び目標の達成状況について」の審議のところで併せて議論できればと考えておりますので、大変恐縮ですがこのまま先に進めさせていただければと思います。

#### — 議事 (情報提供) —

(安藤会長)

続きまして、(2)の情報提供に移らせていただきます。

一つ目は、「2020年農林業センサスの概要」です。こちらは、5年に1度、全国レベルで農業の国勢調査を行っておりますが、その結果が公表されました。神奈川県が今どのような状況かということの紹介となります。

二つ目は、少し古くなりますが、5年に1回策定される「食料・農業・農村基本計画」の概要です。これは、国の政策の枠組みです。これを踏まえつつ、県農政も考えていくこととなります。

三つ目は、最近出された「みどりの食料システム戦略」です。有機農業の面積を拡大するといった話を報道でお聞きになっている方もいらっしゃるかもしれませんが、これを踏まえてスマート農業の取組が導き出されたと思いますが、その概要になります。

四つ目は、「特定生産緑地制度等の概要と県内の状況」です。生産緑地の貸し借りが、相続税納税猶予の適用を受けている農地であっても貸し借りができるようになり、その実施状況です。生産緑地制度も改正され、更新の場合、指定期間は30年ではなく10年となりました。そうした新制度の適用状況や都市農地の貸借の円滑化法の実施状況について事務局から御説明いただければと思います。

少し量が多いですが、手短にお願いできますと助かります。それではよろしくお願いたします。

(事務局)

～農業企画グループリーダーから「2020農林業センサスの概要(資料3-1、3-2)」、「食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)の概要(資料4)」、「みどりの食料システム戦略(令和3年5月)の概要(資料5)」及び「特定生産緑

地制度等の概要と県内の状況（資料6）」に基づいて説明～

（安藤会長）

ありがとうございました。かなりたくさんの方が情報がありましたが、このようにこの2年の間に大きな政策の動きがあったということでございます。

そうしたことも含めて、今後の神奈川県農業をどのようにして良い方向に持っていったらよいか、この後、皆様から御意見等を伺えればと思います。

— 議事（審議事項） —

（安藤会長）

それでは（3）の審議事項に移らせていただきます。はじめに、「ア 神奈川県都市農業推進条例の見直しについて」でございます。最初に、事務局から資料説明をお願いできればと思います。

（事務局）

～農業企画グループリーダーから「神奈川県都市農業推進条例の検討・見直しについて（案）」に基づいて説明～

（安藤会長）

ありがとうございました。5年に1回条例の検討・見直しを行わなければならないということです。その見直し・検討を行った結果、条例は問題なく機能しているという御判断だったということです。特に問題がなければこれまでの条例をこのまま5年間適用していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御意見等あれば御発言をお願いしたいと思います。手が上がらないようですので、事務局の原案どおりということでお願いできればと思います。ありがとうございました。

（安藤会長）

続きまして、今回の会議の大きな課題の1つになる、「イ かながわ農業活性化指針の事業実施状況及び目標の達成状況について」の審議に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

～農業企画グループリーダーから「都市農業推進条例とかながわ農業活性化指針との関係（資料8）」及び「かながわ活性化指針の事業の実施状況及び目標の達成状況（資料9）」に基づいて説明～

（安藤会長）

ありがとうございました。それでは、この資料に基づきまして皆様から御意見等を伺っていききたいと思います。説明された資料の構造ですが、施策の方向が3つあり、どういう方向で神奈川県農業を考えていくかが掲げられています。その中の取り組みが具体的な内容ということになります。その上でそれぞれの施策

に数値目標が掲げられ、その数値目標と比べて現在の達成状況はどうか、どうしてそうなっているのか、それに対する分析と今後の方向について説明がされるという格好になっています。こういう新しい取り組みが必要だという大きな提案があるかもしれませんが、それぞれの具体的な政策、取組み内容等について、このあたりをもう少し工夫したらどうかとか、こういうところはどうかとといった質問もあるかと思えます。そうしたことを皆様から自由に発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、持田委員よろしく願います。

(持田委員)

今の2ページでいくつかお伺いしたいのですけれども、新規参入というところがあります。全国の経営士でも話をしましたが、この数字には親元就農は入らないんですね。全くの異業種からの就農者を対象にしているということで、新規参入者に手厚い保護的な印象を受けますが、親元に就農(後継者)したほうが、その土地的なもの、また機械的のもの、そして作物等についての知識も十分に得られると思う。そう考えていくと親元就農にも手厚い保護、補助があってしかるべきと思う。

また、少し前に国が大型経営を非常に進めていたと思います。最近ではAIとかスマートに政策がコロッと変わってきてしまっているが、大型化とか法人化とすると、全国でも出たが、神奈川でも農業者が会社形式にした場合のメリットとデメリットがはっきりしていないのではないかと。例えば、農業者年金というのは、会社経営・法人経営しているようなところでは一旦打ち切りとなり、厚生年金へ移行されてしまう。そうするとそれに対して、何年分まとめて払ってくださというのがあるみたいですが。私は大型経営よりも家族経営として後継者の中で農業として続いていくのが本来だと思う。ただ、その中で後継者がやっていけないというのは、いけないところ。農業者のほうに魅力がない。魅力を自分の息子とか後継者に与えていないから後を継ぐことができないのではないかと。自分の中である程度の回答は持っているが、その辺のところを議論していただければと思います。

(安藤会長)

ありがとうございました。事務局からの回答を待ちたいと思いますが、まず新規参入の定義について御説明をお願いできればと思います。親元就農は入っていないのかという確認が一つ、それから、農業の後継者、担い手をどう確保するかというときには、むしろ農家の子弟のほうの方が有利な面が多くあるので、そちらに対する支援措置も相当考えたほうがよろしいのではないかと御提案でした。さらに、農水省は法人化を推奨しているが、年金や社会保険料の問題についてはなかなか簡単にいかない面があり、特に家族経営を法人化したときに様々

な問題が生じる部分があるのでそのあたりの対応をお願いしたいということだ  
ったと思います。また、家族経営を存続していくための税制上の特典等を相当程  
度充実してもらいたいという御意向があるのかもしれませんが。そうした3点に  
ついて、事務局で答えられる点がありましたらお願いしたいと思います。

(農業振興課長)

まず、目標数値の関係でございますが、新規参入者の75名につきましては、  
新たに農外から、農業に携わっていない家庭から入ってきた方々の数字という  
ことになっております。親元就農に対する支援等でございますが、かながわ農業  
アカデミーで研修を実施させていただいて、農家・参入者が技術を身につけるよ  
うにさせていただいております。また、就農後におきましては、農業技術センタ  
ーの普及指導関係部署において、初期の段階から経営の発展段階に合わせて指  
導をさせていただいておりますので、親元就農の方々についてももちろん手厚  
い支援をさせていただいているという状況です。

法人化に関してですが、当県の経営規模等では必ずしも法人化イコールメリ  
ットがあるということだけではないとは思いますが、法人化しますと2000万円  
以上の収入があった時に信用性という面ではメリットがあると考えております。  
家族経営に対しての御発言がありました。年間販売額3000万円以上経営体を  
トップ経営体という形で今回の指針の中で示させていただいておりますが、この  
トップ経営体の考え方は、家族経営であっても常時雇用していく、雇用した方が  
次世代に経営を継承していく、そういう形の次世代につながる取組みをしてい  
くという、家族経営の方々に対しても規模拡大していただき、円滑に継承ができ  
るような形、そのような施策に取り組ませていただいている状況です。

(安藤会長)

持田委員、いかがでしょうか。

(持田委員)

大きなところというのは分かりますが、私は川崎で、横浜もだいたい同じだと  
思うのですが、神奈川の場合、都市農業という形で考えると、川崎は1ha以上  
の経営をしているのはほんの数件という形になっている。その中で家族でどの  
くらいやっていけるかと考えていくと、3000万とか2000万とかあるが、川崎に  
限らせていただくと1000万円を超えているのはほんの数名だと思う。その中で、  
川崎の場合は土地という面積も考えていくと、まず大きなのは税金という問題。  
先ほど議長も言われましたが、相続の問題です。相続があるたびに農地相続でき  
るからいいだろうとなるが、しかし、人間が生きていくためには農地だけで生き  
ているわけではなく自宅等もあるわけです。自宅は昔から住んでおり、皆さん広  
いので、その中で税金が重しになって農地の減少につながっているということ  
なんです。農地があれば農業がやっていけるという問題ではなく、その農業経営

をやっていくためにはその住まいの税金も考えていかないと成り立っていかない。まして神奈川とか川崎でいえばここまで農地が減ってきて農業者人口も減ってきていますが、それをどうしようというのが全く見えない。原因として分かっているのは相続税というのがはっきり出てきているわけです。これがあると必ず農地が減っていく。手放したくないですけど、農地のほうが売やすい。そういう原因がわかっているけど、それをなんともできない。それ以上に、国のほうは方針を大きく変えていっているというのを覚えておいていただきたい。相続というのは私の持論で言えば、自分の親なり自分たちが働いて資産を形成したもので、その段階において所得税など税金を払っている。歴史的に農家の場合、何十年というスパンの中で考えてきて、子供にはこういうふうな生活をさせたい、技術なんかも培ってきたものを続けていきたいという形で思う。親元就農を優先、農地というものを相続、親元就農ができない要因を除外していくという運動をやっていない限りは、横浜駅周辺など、ますます減少していくのではないのでしょうか。新規就農の異業種からの参入も良いですが、できれば親元就農の後継者についてももう少し手厚い方策をお願いしたい。

(安藤会長)

ありがとうございました。都市農家がいなくなってしまうと、あえて都市農業経営者とは言いません、都市農家がいなくなってしまうと農地はなくなってしまう、新規就農者が就農する農地もなくなってしまうということです。

相続税猶予制度は農地のみが対象のため、普通の農家は屋敷地が1～3反くらいあるため、それだけでかなりの相続税がかかってしまう。そうするとどうしても農地を処分せざるを得ず、農地はなくなっていってしまう。

この問題は生産緑地法の改正、都市農地貸借円滑化法の制定等によって相続税納税猶予を受けている農地を貸し借りできるようにしたが、全く解決していない。この問題についてどのように考えますか。農水省ではなく、国土交通省になるかと思いますが、国土交通省の方は残念ながらここにはいませんのでこの問題を投げかける相手はおりません。

そのような問題を特に市街化区域内農地について神奈川県では抱えているということだったと思います。

他にいかがでしょうか。それでは、松本委員よろしく申し上げます。

(松本こずえ委員)

持田委員から新規就農者の話がありましたが、新規就農者の女性の割合25%というお話がページ3番でありますので、同じようなお話しをさせていただければと思います。かながわ農業アカデミーの学生さんを研修という形で、私が女性ということで、女性限定で新規就農希望の方を毎年のようにお受けしているのですが、その中で新規就農に対するハードルが高いなと思います。特に

農外からいらっしゃる方というのは、普通の男性でもハードルが高いと思う。25%という目標を掲げていることが、役所としましては目標を決めてクリアしていくのはわかるのですが、現場としては確かにこの数値がクリアされたとしても持続が可能でないと何も意味がないと思うので、この25%をクリアするのであれば、研修後も新規参入された方、特に女性も含めてですけれども、サポートを手厚くしたほうが定着するのではないかと思います。いろいろなところで話を伺うと、比較的厳しい局面に立たされている方もいると聞いています。

(安藤会長)

ありがとうございました。それでは事務局の方から今の御質問、御意見について何かありましたらお願いします。

女性農業者を増やすためにはどうしたらいいか、その定着率を高めるためにはどうしたらよいかという御質問かと思いますが、いかがでしょう。

(農業振興課長)

女性農業者の割合、就農と就農後の支援ということでございますけれども、「昨年度実施した内容」に記載していますが、なでしこファーマーズカレッジという研修会をやっており、こちらにつきましては、女性が農業の中で今までは使用される者として主に捉えられてきたものを、経営者としての発展を目指していくための研修として位置づけをさせていただいて、平成29年から実施しております。

このファーマーズカレッジの研修修了生に対しましては、研修の中で計画を策定しますが、その計画に基づく施設の整備などの補助をさせていただきながら、定着ができるよう、また経営参画で活躍ができるよう応援をさせていただいております。また、松本さんのように活躍されている方を広くHPに掲載させていただき、応援させていただいているという状況で進めさせていただいております。

(安藤会長)

松本委員いかがでしょうか。よろしいですか。

(松本こずえ委員)

取組みはありがたくお受けさせていただいており、私もなでしこカレッジには参加させていただきました。経営の視点を養っていただくということですが、いらっしゃる方というのは、卒業したらすぐに経営者となるという教育をされて出ていらっしゃるのでフォローアップの講座としてはいいかもしれませんが、いざ学ぶと実践は比較的違うところがあり、そのギャップというのが埋まらないというところを非常に感じております。その辺で手厚くというわけではないですが、書面上では確かにできているかもしれませんが、実際にその方が生活していく、経営をしていくということを考えると、定期的というわけではありませ

んが、相談できるようなところをしっかりと設けていただいたほうが、サポートできるのではないかなというところがあります。私もできる限りは皆さんの相談に乗ったりはしますが、窓口的なところがあるといいのかなという気持ちがあります。

(安藤会長)

ありがとうございました。松本委員のように先輩として目標になるような方々が県内にはたくさんいらっしゃると思いますので、どういう方がどういうことをされているかを把握し、相談を受けた場合にそうした先輩を紹介できるような窓口なり情報を整備していくことで困ったときの相談に応えられるのではないかと思います。県のほうで検討していただければと思います。

(松本委員) ぜひ、検討なさるのであれば、就農されたところがゴールではなく、定着率を上げていただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

(安藤会長)

ありがとうございました。続きまして、秦野市の小清水委員お願いいたします。

(小清水委員)

私からは2点ありまして、まず数値目標1点目のマーケット・インの発想による新たな契約数のところが事業終了となっていますが、目標達成をしたから終了したということでしょうか。まだ計画期間の半分くらいですので、今後の県民が求める食の提供の取組みをどういうふうにしていくのかお考えがあればお聞かせいただきたい。今までの取組みを発展させて次の取組みをしていくのか、さらにマーケット・インの契約数を目標は達成しているけど伸ばしていくのか、今後の考えがあればお聞かせいただきたい

2点目ですが、目標2ページ目の真ん中に認定農業者等への農地集積率というのがありますが、なかなか数値の目標が上がってないように見受けられます。もともと都市農業ということで農地集積が難しい状況があるというところと、認定農業者自体が高齢化とか後継者不足等でなかなか増やすことが難しい状況がありまして、そういった中で認定農業者のメリットが見いだせないとの御意見もあります。そういった認定農業者になるメリット措置みたいなものをもう少し拡充していく必要があるのではないかと感じております。そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

補足ですけれども、先ほど持田委員から御意見いただきました親元就農への支援をとということですが、秦野市の農家さんからも御意見をいただいていますので情報提供でお話しさせていただきます。よろしくお願いします

(安藤会長)

ありがとうございました。マーケット・インの支援のための事業が終了しているようですが、これで終わりということなのかどうか。今後どう継続されていくの

かといった点が一つ目です。二つ目が認定農業者に対するメリット措置についてでした。公庫からの低金利融資や買入協議制度に乗せることで優先的に農地が買うことができるといった制度があるとは思いますが、それ以外になにか県として用意できないのかということかと思いますがいかがでしょうか。

(農業振興課長)

マーケット・イン型農業の関係についてお答えさせていただきます。マーケット・イン農業につきましては、実需者、生産者、双方のニーズを取りまとめてコーディネートをして流通をさせていくという考えのもと事業を開始させていただいています。平成27年に事業を開始していますが、この事業はマーケット・インのモデルを作成して提示をしていくというような形で進めておりまして、もともと生産者側、実需者側、それぞれのところでニーズが取りまとまるといったコーディネートの型が出来上がってくれば自然に増加していくということを狙った内容の進め方をさせていただいています。令和元年度までの事業で助走期間が過ぎたということで、あとはそれぞれの対象者の自主的な取り組みを進めていっていただくということで、数値を行政のほうで確認する段階は過ぎていると認識をさせていただいています。

(農政部長)

補足させていただきたいと思いますが、その後、現在も毎年1回マッチング商談会を実施して、マーケット・インの思想で作ったものを量販店にということ、農協さんと一緒になってマッチング商談会を年1回やっておりまして、その中でうまく契約に結びつけていただければということを進めさせていただいております。農業振興課長からも説明があったように、助走期間としては取組みのモデル的なことをやらせていただきまして、その後はマッチング商談会でそのほかの取引に生かしていただくということで考えております。

(安藤会長)

ありがとうございました。次に二つ目のほうですね。認定農業者のメリット措置についてお願いします。

(農地課長)

認定農業者に対するメリットということを秦野市さんからお話いただきましたが、御案内のとおりメリットとしましては現状でも農用地の利用調整の優先的な調整ですとか、経営支援対策、金融面でも一定の措置はあるのですが、やはりなかなか十分なものではないという声が県のほうにも聞こえてきています。認定農業者は県内で2000人を超える状況で、数字的にはほぼ横ばいで若干下がりがつつあるという状況でございますが、県独自で支援措置についても検討しているところではありますが、今後も国のほうにもいろいろ相談しながら研究していければと思っております。

(安藤会長)

ありがとうございました。今の御回答に対しまして、小清水委員いかがでしょうか。

(小清水委員)

ありがとうございます。認定農業者の支援については、引き続き御検討いただければ大変助かります。マーケット・インについては、さらにその後も取組みをされているということですので、計画最終段階になったときにそういった取組みも紹介していただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

(安藤会長)

他はいかがでしょうか。村上委員からお願ひします。

(村上委員)

感想になりますが、マーケット・インにつきましては、お話しが皆さんからありましたけど、神奈川県で農業で稼いで生活されていらっしゃる方についてはある程度マーケットを見据えて販売をするという農業はすでにされていると思ひますし、前回までの事業の中でその助走は十分やれたかなという感想を持っています。これからの課題としては、今やっつけられる商談なり販売促進の枠を設けていくということ、これからの部分については生産効率を上げるというようなところだったりということで、そういう流れを太くしていくところに課題のステージとしては移っていくのかなと個人的には感じています。

冒頭にありました農業の担い手の問題ですけれども、農業後継者の方が農業を継いで、その地域の農地が守られて必要な食料が生産されるというのは理想と思ひます。ただ、それだけで県が目指す目標に足りないというのであれば、新たに入っていただく必要があると思ひます。農業後継者の方が抱える問題と新規で入られる方が直面する問題は違ひますので、新規で入る方についてもやっつけいくというのであれば、定着が課題というのがありますし、参入に向けてやはり農地が手に入らないとか基本的な問題もありますので、今もやっつけていると思ひますが、それぞれに応じた支援を神奈川県が育成する目標に向けてやっつけいくという考え方が必要かなと個人的に感じました。

(安藤会長)

コメントということでよろしいでしょうか。県からのリプライはよろしいですか。県庁のほうで何かありましたら、今のコメントについての御回答をお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。

(農政部長)

ありがとうございます。新規参入の方の定着というのは大事なことだというのは色々ところで御意見をいただいています。現場では普及員が回って相談

を受けていますが、それが十分なのかというのも検証はしていきたいと思います。県としても若い方がいきなり自分で社長をやるというのも難しいというのもあって、最初は雇用していただいて、そこで優秀な経営を学んでいただくこともいいと思っております。施策を作らせていただいたというのがありますが、せつかく入ってきた方が定着できるよう支援を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(安藤会長)

ありがとうございました。

続いて、「ウ スマート農業・水産業推進プログラムの素案について」を説明していただいたあと、審議に移りたいと思っております。事務局から資料の説明をお願いします

(事務局)

～農業企画グループリーダーから「かながわスマート農業・水産業推進プログラムの策定について」「かながわスマート農業・水産業プログラム(素案)」に基づいて説明～

(安藤会長)

ありがとうございました。この資料で「みどりの食料システム戦略」というのがありますが、その中の、特にイノベーション等による持続的生産性の構築、生産体制の構築に関係するような内容が中心だったと感じております。このようなプログラムを策定して県としても事業を進めていきたいということですが、こちらにつきまして御意見等がありましたらお願いいたします。それでは、二宮委員をお願いします。

(二宮委員)

スマート農業自体の県としての概念がどういうものなのかというのが一つで、このスマート農業を進める対象がいわゆるスマート農業という要素を神奈川県農業の中に広げていくのか、これを取り入れた農業体、経営体を広げていくのか、そこがちょっとよくつかめない、見えないなというところ。それから、今説明をいただいた資料10-1の12ページですが2000万円以上の経営体がまず基本的には、対象のような説明をいただきましたけど、神奈川県の場合、先ほど持田さんのお話にもありましたけど、1000万円以上の経営体は相当努力している経営体です。こういった農家にもそういう技術的な革新、普及というのはもちろん必要なことで、ここの農家の2000万円以上の経営体っていうのには、若干違和感があります。それから最後ですが、3000万円経営体と言っても農家の経営は厳しいので、こういった新技術を導入するときのコスト負担というのは経営にかなりの打撃を与えます。普及をすれば政策的なインセンティブがかなり必要だろうというふうに考えます。

(安藤会長)

ありがとうございました。スマート農業をどう捉えるかということと、そのことがこのスマート農業をどういう対象にどう広げていくかという問題に関係してくるということですね。神奈川県農業の構造を考えますと、小規模経営が多数を占めており、県の方でも費用対効果が問題だと十分認識はされているようですが、そのあたりをどうクリアしていこうと考えていらっしゃるのか、といった三点になるかと思いますが、県の方ではいかがでしょうか。

(農政課長)

初めにスマート農業の概念ですが、基本的には省力化、効率化が図られる技術を導入するということです。国の方だと無人のトラクターや大規模な温室を整備するというのがありますが、こういった規模が大きい経営体に入るような技術ではなくて、本県の農業の特徴を生かして、小さい温室などを効率的に結ぶような環境制御などを導入するというのも一つですし、また省力化、軽量化ということであれば、農作業への負担軽減を図るアシストスーツなどを幅広く取り入れていきたいというふうに考えております。概念としてはやはり、県の農業者の規模に合ったような形で入れられる技術ということになろうかと思えます。

それから2点目の広げていく対象ということですが、これも目標数値では年間販売額を掲げておりますが、基本は小さい農家でも入れられる技術はございますので、特段こういった農家ということで限定するという考えはございません。

また、インセンティブにつきましては、今後、予算の関係等もありますので、今日はお答えができないですが、しっかりと検討していきます。

(安藤会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。このスマート農業については技術的な内容が多いので、なかなか質問しにくいところがあるかと思えますがいかがでしょうか。村上委員お願いいたします。

(村上委員)

これからスマート農業の導入検証というものを、県の方でやられていく中で、それぞれのスマート農業に共通する問題として、導入した後の機器のセッティングや、調整が必要になってきます。そうしないと導入した機械っていうのは目的通りの効果を発揮しないというような問題が出てきてしまいます。例えばまっすぐ走るはずのトラクターがまっすぐ走らないのでソフトで調整するとか、そういう問題が出てきてしまい、そうなるくと、農業の現場の方にそういう調整や、ICTに一定の知識がないと、なかなか毎回毎回メーカーを呼ぶこともなかなかできないということで、そういう問題が出てきているところがあ

ります。もっと簡単な話でそのアプリの見方や、アプリでのその作業の入力の仕方など、そういう現場での必要な技術なり知識っていうのがこれまで変わってきていて、そこにハードルがあるというふうに思いますので、今後の研修といったときに、そういった共通するいろんなスマート農業技術に共通する問題としてあるかなと思いました。今の素案に対して何か変えることはないかと思いますが、今後取り組みにあたってはそういったところがこれから重要になるかなというコメントでございます。

(安藤会長)

ありがとうございました。実際に普及を進めていく場合、この後、課題として何が待ち構えているかといったアドバイスだったと思いますが、県の方としては何かありますか。

(農業振興課長)

村上委員の御指摘ということで、普及指導員が一番農家の方に指導していく中で、このスマート農業に関しましても紹介していくようになってくると考えております。

今の国のスマート農業に関する研修が、それぞれ作物ごとに行われているのと、その研修に普及指導員が参加をして知識を得る中で、対応ができるようなことで進めさせていただいている状況でございます。

(安藤会長)

ありがとうございました。それでは、「スマート農業・水産業推進プログラムの素案」についての審議はこれで終了にしたいと思います。終了が11時半という予定でしたので終わりの時間が来てしまいました。これで議論を終了したいと思います。本当は発言したかったという委員の方々もいらっしゃると思いますが、その場合は個別にメール等を県庁の方に送っていただければ、そうした御意見も汲み上げていただきたいと思います。思っております。

事務局の方から他に何か追加事項の説明等ありますでしょうか。

(事務局)

事務局の方からは特にはございません。

(安藤会長)

ありがとうございました。本日は活発な御議論いただきまして、委員の皆様方に感謝申し上げます。それでは、進行を事務局の方にお戻ししたいと思います。

(農政課長)

安藤会長、進行の方ありがとうございました。

—閉会—